

○ 財務省告示第三百五十四号
平成十二年十月十二日より告示する。政府短期証券の規定に基づき、大蔵省の発行二令六号(政資金調達事務取扱規則)は平成十一年四月一日に施行した。

國庫短期財務証券(第一百四十一回)

二 一 行 二 令
名 称 及び 記

の法發号
條律行
項及の
び根
そ拠

四 三 二 一 行 二 令
發行用振替等替
方法の適

一を場で競争う札価振の以律社一十一法会百資十財
国定特あ争入。一格替適下へ債項五項律計号資四政
債め別つ入札に以を機用一平成十三年法、及条、第に一金号法
市る参て札發によ下競闘を振替式第一九十九条昭和二
場も加、と行る争は受けたる条昭和二年
特の者財同一發行価に日けると昭和二年
別にご務時と行格付本銀もとい
參よと大にい(以競し銀行のう)と
加るに臣行う(以争て行のう)と
者発応がわ(以下入行とし)と
・行募各れ及一札わする。法律第
第へ限國るび価一れ。の
I以度債入価格とる。そ規
非下額市札格競い入の定。

九 八	七 ロ イ	六 ロ イ	五 方 募		
振額最 替 単 位 金	行争非者特国入価込 入価・別債札格金 札格第参市発競金 発競I加場行争額	行争非者特国入価 入価・別債札格行 札格第参市発競 発競I加場行争額	行争非者特国 入価・別債 札格第参市 発競I加場 行争の		
振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	千 万 円 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	万二五三 円千十兆 六六二 百万千 九二二 一千百 二五八 億百十 五円六 千億 百八千 八十三 百	額千額 面万面 金円金 額額 でで 二三千兆 六百九 三百四 十四億 四億円	込募各当も各 み限国ての申 の度債るか込 応額市。らみ 募の場その 額範特のう を圃別応ち 割内參募応 りに加額募 當お者を価 ていご順格 るてと次の 。各の割高 申応りい	価 格 競 争 入 札 發 行 一 と い う 。

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	十 イ	十 発			
払 者	入 場	元 債		債 行	争 非	者 特	国 入 価 發			
込 期 日	札 参 加	所 支 払	償 金 額	還 期 限	入 債 ・ 期 札 格 第 參 市 發 競 I	債 別 債 札 格 第 參 市 發 競 加 場	格 行 行 競 價 格 日			
平 成 二 十 二 年 十 月 十 二 日	財 務 大 臣 か ら 行 額 を と 、 百 支 き 百 円 に う 、 つ 。 そ が き の 銀 百 円	日 本 銀 行 額 を と 、 百 支 き 百 円 に う 、 つ 。 そ が き の 銀 百 円	額 償 金 當 た し 二 、 三 、 三 、 三 、 四 、 月 、 十 、 二 、 業 業 日 に	償 還 期 限 債 ・ 期 札 格 第 參 市 發 競 I	行 債 ・ 債 札 格 第 參 市 發 競 加 場	債 別 債 札 格 第 參 市 發 競 加 場	十 額 面 四 額 面 四 額 面 五 厘 百 円 上 に つ き 九 十 九 円 応	額 面 四 額 面 四 額 面 五 厘 百 円 上 に の つ そ き 九 ぞ れ 九 円 九	十 額 面 四 額 面 四 額 面 五 厘 百 円 上 に の つ そ き 九 ぞ れ 九 円 九	す 額 の 記 。整 載 又 は の記 金 額 は 、 最 低 も 額 の 面 と 金